

# 台湾 (Taiwan)

## 通信

### I 監督機関等

#### 1 交通部・郵電局 (Department of Posts and Telecommunications, Ministry of Transportation and Communications : MOTC)

Tel. : + 886 2 2349 2900

URL : <http://www.motc.gov.tw/ch/index.jsp>

所在地 : No.50, Sec.1, Ren-ai Rd., Jhongjheng District, Taipei City 100, TAIWAN

幹部 : YEH Kuang-Shih (大臣 / Minister)

所掌事務

交通部 (日本の省庁レベルに相当) は、航空、道路、鉄道、観光、電気通信、郵便等の産業を規制・監督している。電気通信分野を所掌しているのは同部の郵電局 (DPT) に設置された電気通信課、通信資源課、及び産業指導課である。電気通信分野に関する主な所掌事務は以下のとおりである。

- ・ 中華電信を含む財団法人 (計 6 団体) の管理
- ・ デジタル放送の推進
- ・ 新たな 5 件の地上デジタル放送免許及び 2 件のモバイルテレビ免許の付与に関する周波数の割当方針を示す政策の作成
- ・ 期限切れ後の GSM 周波数の再配分計画の策定
- ・ IPv6 の移行に伴う発展計画の作成

#### 2 通信放送委員会 (National Communications Commission : NCC)

Tel. : + 886 800 177177

URL : <http://www.ncc.gov.tw/chinese/>

所在地 : No.50, Sec.1, Ren-ai Rd., Taipei City 10052, TAIWAN

幹部 : Shyr, Howard S. H. (主任委員 / Chairperson)

所掌事務

通信・放送分野を統一的に規制・監督し、両分野の融合に対応する独立政府機関として、2006年2月に設立された。設立根拠法は、「通信放送基本法」(2004年1月施行)と「通信放送委員会組織法」(2005年11月施行)である。

「通信放送委員会組織法」第3条においては、NCCの所管事項が以下のとおり

定められている。

- ・ 通信・放送規制・政策の制定、法令の制定・立案・改正・廃止及び執行
- ・ 通信・放送事業の運営の監督及び免許交付
- ・ 通信・放送システム及び機器の検査
- ・ 通信・放送技術仕様の制定
- ・ 通信・放送伝送コンテンツの審査システム、その他法律事項の規定
- ・ 通信・放送資源の管理
- ・ 秩序ある競争の維持
- ・ 情報及び通信・放送セキュリティにかかわる技術基準・規則制定
- ・ 事業者間の紛争処理及び消費者保護
- ・ 通信・放送にかかわる対外処理、国際協力
- ・ 通信・放送事業にかかわる基金運用
- ・ 通信・放送事業の運営に関する監督・調査及び行政上の決定
- ・ 法律の執行と罰則の適用
- ・ その他の通信・放送事項に関する監督

## II 法令

### 1 通信放送基本法

2004年1月に公布・施行された。全部で17条から構成されており、通信と放送に関する総括的な管理を行う独立政府機関としてのNCCの設置をはじめ、通信と放送の融合促進のための政府の役割などを定めている。

### 2 電信法

1996年に立法院で成立、同年2月に発効した。「電信法」では、電気通信基盤の整備をはじめ、電気通信分野の外資規制や電気通信事業の全般について規定している。また、電波関連では、第4章（第46～55条）において、事業免許、無線伝送、周波数計画・割当、電波干渉監視など電波監理全般にわたり、MOTCが主管する旨規定している。

### 3 通信放送委員会組織法

2005年11月に施行された法律で、NCCの設立に関する具体的な手続などを定めている。NCCの設置目的、職務、委員の構成や採用条件などが主な内容である。

## III 政策動向

### 1 免許制度

#### (1) 免許制度

電気通信事業者は2種に分類される。伝送路、交換機などの設備を所有し、電

気通信サービスを提供する事業者は、第 1 類電気通信事業者である。設備を所有しない電気通信事業者は、第 2 類電気通信事業者に分類される。

第 1 類電気通信事業者に対して発行される「第 1 類電気通信事業免許」の種類、免許数、発行スケジュール等は、その都度、行政院（台湾内閣）が MOTC の助言に基づき公告し、NCC が免許付与を行っている。2014 年末現在、第 1 類電気通信事業者数は 95 社で、109 件の免許を保有している。また、同時点の第 2 類電気通信事業者数は 433 社、このうち、ISP 事業者数は 221 社である。

## （2）外資規制

2002 年 7 月の「電信法」の改正により、中華電信以外の第 1 類電気通信事業者に対する外資の直接投資比率は、20%から最大 49%までに緩和された。ただし、直接・間接を合わせた出資率は 60%までとなっている。また、中華電信への出資比率については、外資による直接投資比率の上限を 49%とし、直接・間接を合わせた出資比率の上限を 55%としている。一方、第 2 類電気通信事業者については、役務種類や外国人の持株数に関する規定はないが、許可制となっている。

## 2 競争促進政策

### （1）着信接続料規制

NCC は、2010 年 7 月、固定電話から移動電話への着信料金引下げの実施を決定し、2011 年 1 月 1 日から着信料金の引下げが行われた。また、着信料金の引下げに伴い、着信料金の設定権を通話の発信源によらず移動体通信事業者に移譲させることとなった。

具体的な 2G、3G への着信料金の引下げ率は、通常時間帯はそれぞれ 9.08%、21.7%、割引時間帯は 60.8%に達する。これによって、すべての固定電話加入者への還元総額は約 33 億 TWD に達すると試算されている。一方、移動体通信事業者への影響を和らげるために、2016 年 12 月 31 日までの期間中、固定電話事業者が移動体通信事業者に対して一定の「移行期費用」を支払うことになっている。

このほか、移動電話事業者間の相互接続料金の引下げについても検討されており、2013 年 1 月 1 日からの 4 年間で総率 14.5%の引下げを目指す。具体的には、2013 年には-1.84%、2014 年には-1.57%、2015 年には-1.34%、また 2016 年には-1.15%をそれぞれ実現し、現行の 1 分間当たり 2.15TWD の接続料金を 1.15TWD に引き下げるとする。

また、2015 年 11 月に中華電信の固定通信網における接続料金の切下げも行われた。移動電話の市内通話への接続料金を現行通常時間帯の 0.5219TWD から 0.4851TWD に、割引時間帯の 0.2718TWD から 0.2531TWD に引き下げる。実施開始日は 2015 年 1 月 1 日に遡る。

域外から台湾の市内電話への接続料金については、これまで規制の対象であったが、2015 年以降、事業者同士の相対契約に委ねるとした。

## (2) 固定通信分野への新規参入許可

NCC は 2012 年 8 月、基盤提供事業者台通光電傘下のコンソーシアムである Taifo に業務許可をした。Taifo は NTT や住友電工などの企業も含む 15 の会社・組織からなる団体で、2013 年 5 月より台北市内における光ファイバ網の構築を開始した。2014 年 5 月における市内の光ファイバ世帯敷設率は 3 割を超えており、同 11 月から中華電信の現行料金より安い料金で上下最大 100Mbps のサービスを開始した。続いて、2015 年 10 月には台北市約半数の世帯に向け 1Gbps のサービスプランも開始した。光ファイバの敷設距離は、主に台北市の下水道施設を活用することで、会社の設立 4 年以内に 8,000km に達する見込みである。

## 3 情報通信基盤整備政策

### (1) 防災緊急情報システムの構築

NCC は 2012 年 6 月以降、通信事業者各社に対して防災緊急情報システムの構築を要請しており、2014 年 8 月には 4G に続いて、2G 及び 3G のサービス向けにも防災情報提供用プラットフォームの構築を要請した。完成すれば、内政部をはじめとする防災にかかわる各部署がエリアを限定した緊急情報の配信ができるようになる。2015 年末には LTE 網に基づくシステムが完成し、2016 年 4 月からの正式運用となっている。

他方、経済部は 2013 年 7 月、グーグル社と協力して「グーグル台湾災害警報システム」を立ち上げた。携帯電話やパソコンを用い、グーグルの 5 種類のツール (Google Search、Google Maps、Google Now、Taiwan Crisis Map、Public Alert Webpage) を通じて、経済部水利署の発表する「浸水警戒」、「河川水位警戒」、「ダム放流警戒」の最新情報をいつでも得ることができる。

### (2) IPv6 へのアップグレード計画

行政機関の IPv6 へのアップグレード計画では、アップグレードの実施はサイトの重要性及び域外からの閲覧量に基づき 3 段階に分かれる。

第 1 段階では、2013 年までに主な対外サービス・サイト及び DNS やメールのアップグレードを完成し、第 2 段階は 2015 年までにその他の対外サービス・サイト及び DNS やメールのアップグレードを実施する。更に第 3 段階には 2016 年までに各機関の内部サイト、データベース及び個人 PC のアップグレードを行う。

なお、2014 年末現在、中央及び地方レベルの行政機関による IPv6 への移行完成率は 80.5%となっている。

### (3) フェムトセルの免許登録費用の低減措置

NCC は 2012 年 8 月、フェムトセルの免許登録費用を削減する措置を発表した。それまで 1 台のフェムトセルにつき 1 件の免許が必要で、費用は 500TWD となっていたが、変更後、1 件の免許で最大 10 台までのフェムトセルの登録ができ、費用は 500TWD に据え置く。

#### (4) デジタル・ディバイド解消政策

行政院は、2011年1月、デジタル・ディバイドを解消するための4年計画(2012～2015年)を発表した。それによれば、4年間に30億TWDの財政投入を通じて、ルーラル地域におけるインターネットの通信速度を現在の2Mbpsから10Mbpsに引き上げると同時に、先住民やルーラル地域の住民、高齢者、低所得者及び女性などを対象に、インターネットの利用も支援する。

利活用促進の目標として、2015年までに、女性のインターネット利用率を77%(2014年現在で76%)に、ルーラル地域の住民と先住民の利用率をそれぞれ、73%と80%に引き上げる。

更に2015年10月に教育部はルーラル地域におけるeラーニング政策を打ち出した。2019年までの4年間、計17億1,299万TWDを投じ、該当地域住民のリテラシーを高めるとしている。

#### (5) ユニバーサル・サービス

「ユニバーサル・サービス管理規則」が2001年6月に施行されたが、2006年10月の改定により、「音声通信ユニバーサル・サービス」の対象から沿岸地球局船舶遭難・安全通信サービスが除外された。更に、同年12月の再改定では、2008年以降、データ通信アクセス・サービスもユニバーサル・サービスとして指定されるようになった。これにより、これまで学校と公立図書館に限定された優遇料金で提供される「データ通信アクセス・ユニバーサル・サービス」に加え、ブロードバンド・ネットワークの基盤構築もユニバーサル・サービス基金の補助対象となった。

このほか、公衆網を利用して提供される採算の確保できない公衆電話サービス、及び不採算地域における電話サービスもユニバーサル・サービスの対象となっている。

NCCは2012年以降、「村における高速ブロードバンドの整備」というプロジェクトを推進し、2014年にはルーラル地域の85%、更に2015年には同95%への敷設を目指すとしている。通信速度の目標も従来の2Mbpsから12Mbpsに高速化されている。該当エリアは82か所、およそ30万世帯となっている。

2014年末現在、12Mbps以上のブロードバンドを敷設した村の比率は93%となっており、予定を早めた進捗達成となっている。

なお、台湾でのユニバーサル・サービス費用は、第1類通信事業者及び特殊業務(音声サービスの卸売、ネット電話サービス)を提供する第2類通信事業者で、かつ年間売上高が1億TWD以上の約22社が、売上高規模に応じて負担する仕組みとなっている。

## 4 ICT 政策

### (1) ICT 利活用推進政策

行政院は 2010 年 12 月、「デジタル融合発展方案（2010～2015 年）」を承認した。行政院は同方案の推進によって、イノベーションの促進、市場競争メカニズムの強化、リーズナブルな料金での融合サービス提供実現を通じて、産業全体の競争力の向上を目指すとしている。2015 年までに約 96 億 8,000 万 TWD の財政支出を通じて、270 億 TWD に達する民間投資のけん引効果が期待されている。

融合サービスの実現に必要な法整備について、2015 年までの法律の成立を目標に、2012 年までには現行法の改正作業を終え、2013 年から 2014 年にかけて、融合サービスに関する法律のフレームワークを確立させるとしている。また、2015 年までの数値目標として次を挙げている。

- ・ 100Mbps の固定ブロードバンド・サービス利用世帯を 80% に
- ・ FTTH 世帯数を 720 万に
- ・ モバイル・ブロードバンド利用世帯数を 2,100 万に
- ・ デジタル・ケーブルテレビの普及率を 50% に（後に 75% に引上げ）
- ・ 新興メディアサービスの普及率を 50% に

### (2) クラウド推進政策

行政院は 2012 年 9 月、2010 年 4 月に発表された「クラウド産業発展方案」を見直して、新たに「クラウド・サービスと産業発展方案」を公表した。70 億 TWD の財政支出により、10 分野（警察、食品、健康、環境、農業、交通、図書資料、防災、教育、文化）におけるクラウド・サービスを開発するとしている。原則として、これらのクラウド・サービスは、IDC やサーバといった基礎基盤を共同使用とする。

他方、推進体制も見直され、新たに「アプリ推進グループ」と「産業発展グループ」を設け、それぞれ、經濟部と行政院所管の研究発展考課委員会が責任を負う。また、各部門間の調整役を担う専門事務室も設置し、業務の簡素化と経費節減を図る。

このほか、台湾經濟部の外郭団体で、ICT 産業技術に関する研究開発を行っている資策会は 2013 年 4 月、企業向けクラウドシステム、ICT セキュリティ、スマート・グリーンエネルギー、ビッグデータ分析、モノのインターネット及びスマートライフという六つのコア技術を重点分野とする方針を明らかにした。

また、資策会は 2015 年 1 月、クラウド・サービスの利活用を促進する目的で、「クラウド産業サービスチーム」を立ち上げた。電子商取引、コンテンツ、製造、情報セキュリティ、デジタル出版、観光、ファッションなど 10 分野における既存企業のクラウド・サービスの利用を促す。目標としては、100 件の典型事例を作ることで、5,000 以上の企業、100 万に及ぶ一般消費者に波及効果をもたらすと

している。

### (3) 5G 推進の取組み

行政院は 2013 年 8 月、江宜樺院長（当時）が 5G の技術開発関連で、同年末ごろに「5G 産業発展戦略会議」を招集し、半年以内に「2020 年 TW-5G 戦略構想」をまとめるよう、同院科学技術諮問会合事務室に指示した。

2015 年 3 月に經濟部直轄の産業技術研究開発機関である工業技術研究院 (ITRI) の提出した 5G に関する計画案が EU による研究・イノベーションへの投資計画「ホライズン 2020」の対象に選出され、今後の 2、3 年間で EU と共同で 5G 技術を開発することになっている。また、2015 年 6 月には、ITRI が中国本土の通信企業協会との 5G に関する共同研究を行うことで合意している。

なお、台湾では、2020 年までの 5G の実用化を見込んでおり、そのために計 120 億 TWD の予算が計上されている。

## IV 関連技術の動向

### 基準認証制度

電気通信端末機器について、すべての無線・有線機器及び公衆電気通信網に接続する端末機器の基準認証の取得が、「電信法」に基づいた「電信終端設備審験規定」（電信終端設備審験辦法）（2009 年 1 月施行）において義務付けられている。NCC 又は認証機関から取得する「型式認証」のほか、端末製造・ベンダーが端末機器の技術適合を宣言する「符合性声明」や、インターフェースや電磁気安全性の面で認証を既に取得した機器と同じ仕様の機器を「系列産品」として認証する制度がある。

認証機関について、2015 年 4 月現在、台湾電子検験センター (Electronics Testing Center)、香港商立徳国際商品試験有限公司 (Bureau Veritas ADT)、程智科技公司 (Compliance Certification Services)、耕興公司 (SPORTON)、全国公証検験公司 (Intertek Testing Services)、快特電波公司 (QuieTek)、電信技術センター (Telecom Technology Center)、晶復科技公司 (ATL)、翔智科技公司 (ISL)、台湾検験科技公司 (SGS) 及び台湾德国莱因技術監護顧問公司 (TUV) の 11 機関が認定されている。

## V 事業の現状

### 1 固定電話

中華電信、台湾固網、亜太電信及び新世紀資通の 4 社が市内電話サービスを提供している。2015 年 6 月末現在での加入世帯数は 1,196 万 7,076、普及率は 51.0% で、減少傾向にある。

また、中華電信の 2014 年末現在の加入者ベースの固定通信市場シェアは

94.3%で、前年同期に比べて0.3ポイント下がった。

## 2 移動体通信

台湾における2Gサービスは2009年末まで4事業者が提供していたが、和信電訊が遠傳電信に吸収合併されたため、現在は中華電信、台湾モバイル及び遠傳電信の3事業者によって提供されている。GPRSなどを含めて2Gサービスの加入者総数は2015年6月末現在、155万4,351で大幅に減少している。2015年11月、行政院は消費補助政策の一環として、2Gから4Gにアップグレードするユーザに対して、端末1台につき2,000TWD及び3か月間の月額200TWDの補助を行うとした。これに合わせて、事業者各社も独自の優遇措置を相次いで導入し、同年12月末現在、ユーザ数は40万まで減少した。

大衆電信が提供するPHSサービスの2014年6月末現在の加入者数は70万3,703であるが、このうち、アクティブユーザは10万に過ぎないと見られる。長年の事業不振により、大衆電信は、負債が57億TWDに達したため、2015年1月に倒産に追い込まれた。同社の倒産に伴い、2015年3月にサービスが停止となった。中華電信など五つの事業者は、NCCからの要請を受け、これらのユーザに対して同9月30日まで無料での番号移行サービス（PHS番号のままの3GやLTEの利用が可能）を行うことにした。2015年10月1日現在、移行が完成していない番号もすべて回収され、同サービスのユーザは0となった。

3Gサービスは、中華電信、台湾モバイル、遠傳電信のほか、威寶電信、亜太電信も提供している。2015年6月末現在の加入者総数は2,047万6,688に達し、普及率は87.27%である。

中華電信、遠傳電信及び台湾モバイルの3社は、それぞれ2014年5月29日、6月3日と4日に、また、新規参入事業者の台湾之星は8月25日に、亜太電信は12月24日にそれぞれLTEサービスの提供を開始した。2015年6月現在の加入者総数は720万8,050で、普及率は30.72%である。

## 3 インターネット

2015年6月末現在、固定ブロードバンド・サービス加入者数の合計は757万7,202となっており、このうち、ケーブルモデムが123万9,350で、2011年10月に100万を突破してから伸び続けている。その他の主な方式としては、ADSLが121万235で、依然減少傾向にあり、FTTxは321万8,440となっている。

また、WiMAXサービスは計6社（大同電信、全球一動、遠傳電信、威邁思、威達雲端電信、大衆電信）によって提供されていたが、加入者数が減少し、各社が相次いでサービスを停止した。2015年12月10日現在、唯一サービスを提供していた全球一動も免許の更新ができずサービスを終了した。NCCは同サービス用の周波数を回収し、LTE用に追加割当を行った（電波／Ⅱ-3の項参照）。

無料公衆LANについて、NCCなどの公的機関は、2011年10月より、無料の



Wi-Fi サービス「iTaiwan」を提供開始した。空港、郵便局など公共施設に約 4,600 のホットスポットが設けられている。このほか、台北市では独自の公共 Wi-Fi サービス「Taipei Free」、新北市では「New Taipei」、台中市では「iTaichung」、台南市では「Tainan-WiFi」が運用されており、「iTaiwan」のアカウントがあれば、これらサービスが無料で利用できる。2015 年 6 月末現在、各種サービスの利用登録者総数は 190 万 5,454 に達した。

#### 4 新成長サービス

##### (1) IPTV

中華電信と威達雲端電信の 2 社がサービスを提供している。

このうち、中華電信のサービスはマルチメディア・オン・デマンド (MoD) の名称で台湾全域向けに提供されている。同社は、更にサービスを拡充させるために、2011 年 12 月より、二つ目の MoD プラットフォームを導入した。新しいプラットフォームはエリクソン (Ericsson) のシステムで、コンテンツの視聴はテレビだけではなく、携帯端末と PC からでもできるようになっている。また、2013 年 8 月には 4K テレビによる IPTV サービスも開始した。2015 年 6 月末現在の加入者数は 128 万 8,572 で、チャンネル数は HD チャンネルも含めて 188 である。

一方、威達雲端電信は 2008 年 2 月より、中部地域において「VeeTV」サービスを開始した。同サービスはクラウドテレビという位置付けで、同社の運営する光ファイバと WiMAX サービスを統合させ、マルチスクリーン (テレビ、PC、タブレット、携帯端末等) 対応のサービスを提供している。

##### (2) クラウド・サービス

通信事業者各社は法人及び個人向けのクラウド・サービスを提供している。このうち最大手の中華電信は法人向けクラウド・サービスの提供に続いて、2012 年 4 月より個人向けのクラウド・サービスも提供開始した。

同サービスは、データベースやメール、カレンダー、アルバムなど多数の機能の提供となっている。保存できるコンテンツは写真や音楽などで、種類は限定されていない。データベースの中身も PC、携帯といった端末で同期化できる。また保存されたコンテンツは友人同士間でシェアできるほか、自動バックアップもされるため、データが失われる心配はない。

同サービスは当初、2GB の容量を割り当てられていたが、2014 年以降、最大で 100GB の利用ができるようになっている。

更に、2013 年 6 月に 130 億 TWD を投じ、建物面積が 2 万 6,800 坪に及ぶデータセンターの竣工式を新北市で行った。2015 年 8 月に中華電信は、マイクロソフトとクラウド・サービスの提供に関する戦略的パートナーシップ協定を締結した。これによって、中華電信は 9 月より Office 365 サービスを提供開始し、SaaS 事業でのマイクロソフトとの連携を強化する。

## VI 運営体

### 1 中華電信 (Chunghwa Telecommunications)

Tel. : + 886 2 2344 5385

URL : <http://www.cht.com.tw/>

幹部 : Rick L. Tsai (最高経営責任者 / CEO)

#### 概要

1996年、当時の交通部・電信総局(DGT)の電気通信事業を引き継ぎ、政府完全所有の株式会社として設立された。固定通信、移動体通信、データ通信の3分野でサービスを提供している。2000年に民営化が開始され、以降、2009年3月31日までに交通部が計8回の株式放出を経て、同社に対する持株比率を35.29%まで引き下げた。

### 2 台湾モバイル (Taiwan Mobile)

Tel. : + 886 2 6636 8669

URL : <http://www.taiwanmobile.com/>

幹部 : Richard M. Tsai (会長 / Chairman)

#### 概要

台湾で初めてGSM1800システムを導入し、また、W-CDMAサービスを提供した事業者である。2001年以降、一連の買収、合併を経て、現在、同社は固定・移動体通信、ブロードバンド及びケーブルテレビ・サービスも提供している。

### 3 遠傳電信 (Far EasTone Telecom : FET)

Tel. : + 886 2 7723 5000

URL : <http://www.fetnet.net/cs/Satellite/eCorporate/ecoHome/>

幹部 : Douglas Hsu (最高経営責任者 / CEO)

#### 概要

1997年に設立された移動体通信事業者で、中華電信、台湾モバイルに次ぐ市場シェアを得ている。2010年には固定通信事業者である新世紀資通を完全子会社化した。これによって、同社は2G、3G、Wi-Fi、及びWiMAX網に続いて、固定通信網も保有することになった。

**放送**

## I 監督機関等

### 1 交通部・郵電局 (DPT)

(通信 / I - 1 の項参照)

所掌事務

放送に関しては、放送局の送信電波の出力管理や周波数割当等の電波監理業務を所掌している。

## 2 文化部 (Ministry of Culture : MOC)

Tel. : +886 2 2343 4000

URL : <http://www.moc.gov.tw/>

所在地 : No.30-1, Beiping E. Rd., Zhongzheng Dist., Taipei City 10049, TAIWAN

幹部 : Hung Meng-chi (大臣 / Minister)

所掌事務

2012年5月に新設された監督機関で、同時に行政院新聞局(GIO)が解散した。それまでのGIOの所管業務は四分割され、それぞれ関連省庁に移行された。具体的には、ラジオやテレビなどメディア産業の企画、助言指導及び振興業務は文化部に、ラジオ・テレビ事業関連の政策立案等の業務はNCCに、国際広報業務は外交部国際伝播司に、また、台湾域内向けの広報業務は行政院に移行されることになる。

## 3 通信放送委員会 (NCC)

(通信 / I - 2 の項参照)

所掌事務

放送市場の監督業務を執行する。

## II 法令

### 1 ラジオ・テレビ法 (廣播電視法)

1976年施行。1982年、1993年、1999年、2003年、2006年、2011年及び2016年に改正された。7章51条で構成されており、放送の基本法令となっている。番組規制についても規定している。

### 2 ケーブルテレビ法 (有線廣播電視法)

1993年に施行、1999年、2000年、2001年、2003年、2007年及び2016年に改正された。5章77条で構成されており、MSOによる独占防止のための規定やケーブルテレビ事業者による電気通信事業への参入の認可、及び外国資本の出資認可等を規定している。

### 3 衛星放送法 (衛星電視法)

1999年に施行、2003年及び2016年に改正された。7章68条で構成されており、衛星放送の事業免許の付与や事業運営に関して規定している。最新の改正では、衛星放送番組における台湾製番組の比率について監督機関の規定に従うべきの条文が追加されている。

### Ⅲ 政策動向

#### 1 免許制度

##### (1) 党・政・軍のメディアからの撤退

マスコミの中立化と健全経営を促すために、2003年2月、当時の陳水扁政権は、「党・政・軍のメディアからの撤退」という基本方針を打ち出した。それまでは、民間全民テレビ（FTV）は民進党系、中国電視台（CTV）は国民党系、中華電視台（CTS）は国防部と教育部系、台湾電視台（TTV）は政府系がそれぞれ掌握していたが、これにより、党・政・軍関係者すべてにメディア関係からの撤退が求められた。

##### (2) 外資規制

地上テレビ、ラジオの場合、外国人の株式保有が認められていない。

有線のラジオ・テレビ事業の場合、外国人は直接・間接合計で有線放送のシステム保有者の発行済株式総額の60%未満まで保有できる。ただし、外国人の直接保有は、法人に限られ、かつ、合計で当該システム保有者の発行済株式総額の20%未満でなければならない。

衛星を通じたラジオ・テレビ事業の場合、外国人が直接保有する株式は、当該事業者の発行済株式総額の50%未満でなければならない。

##### (3) 新規免許の交付

NCCは2011年9月に現在の地上テレビ局に加え、五つの地上テレビ新規免許を交付する方針を決めた。チャンネルは芸術、教育文化、環境、健康、公益分野とされており、公益以外は民間出資となる。公益チャンネルは審査制、その他のチャンネルは審査の競売によって免許交付が行われ、いずれもHD化とデジタル化が義務付けられる。

#### 2 コンテンツ規制

##### (1) コンテンツ規制（レーティング）

「ラジオ・テレビ法」により、放送番組はGIO（現文化部）の審査を受けることが規定されている。1987年の戒厳令解除後は、事前審査は縮小され、主に事後審査となった。しかし、中国本土で制作された番組と午後9時30分以前に放送する映画については、GIO（現文化部）の事前審査の対象となっている。

また、2000年以降、子どもを有害番組から保護することを目的として、「テレビ番組分級規範（無線有線電視節目分級規範）」が制定され、番組内容によって「普通級」、「保護級」、「補導級」、「制限級」に分級し、地上テレビ放送、ケーブルテレビのメディア別に、放送時間が決定されることとなった。これにより、番組がどの級に分類されているかを、放送開始時と番組放送中の10分ごとに、少なくとも10秒間表示することとなっている。分級は各放送事業者が自主的に行うが、問題がある場合には、学識経験者と放送の専門家が構成する「テレビ番組評価委

員会」の決議を参考に GIO（現文化部）が行政処分を行う。

ただし、NCC は 2012 年の年初に行われた調査結果に基づき、テレビ番組が児童の人生観の形成に何らかの影響を及ぼすとの認識を示した。その上で、児童の視聴権益を守るために、年内に既存のレーティング制度を見直すと同時に、セットトップボックスには「制限」番組をロックできる機能の追加をメーカーに要求するとした。

## （２）番組制作比率規制

「ラジオ・テレビ法」では、ラジオ及び地上テレビ放送における台湾製番組の比率を 70%以上、また、ゴールデン・タイムにおけるドラマの比率を 50%以上とすると規定している。一方、ケーブルテレビに関しては、「ケーブルテレビ法」に台湾製番組の比率を 20%以上とすると規定されている。

## 3 デジタル放送

### （１）地上デジタル放送

2012 年 6 月 30 日正午に、台湾での地上放送の完全デジタル化が実現された。当初の計画では、デジタル移行後、公共電視台（PTS）を含む五つの地上テレビ放送局が、五つの HD チャンネルを含む 20 のチャンネルを運営している。

### （２）デジタル・ケーブルテレビ

2017 年のケーブルテレビの全面デジタル化の目標達成に向け、NCC は 2012 年 6 月、ケーブルテレビのデジタル化を加速させるための措置として、2010 年に発表した同サービスの実験区実施ガイドラインを修正したと発表した。修正内容は主に切替技術と切替えの条件となる加入世帯比率の 2 項目の緩和となっている。

切替技術は従前の「ファイバ・ノード限定」から「ファイバ・ノード又はブースターのいずれか」に修正したことで、事業者に自由度を与えた。また、実験区内でのデジタルへの完全移行の前提条件となる、デジタル加入世帯比率を現行の 8 割から 6 割に緩和した。

このほか、2013 年からはケーブルテレビ放送事業発展基金を運用し、デジタル化整備事業への助成などを行っている。基金の財源は主に事業者の年間売上高の 1%分の徴収となっている。更に、営業エリア内の完全デジタル化を実現した事業者に対して、加入世帯数の多寡に応じて 200 万～1,500 万 TWD の補助が行われているのに加え、1 世帯につき 2 台のセットトップボックスの無料化、3 台目のデポジット付レンタルの実施も行われている。

## IV 事業の現状

### 1 ラジオ

2015 年 6 月末現在、最大手の BCC を含め、免許を取得した事業者数は全部で 171 社、その大部分は 1993 年以降に設立された FM 専門局である。NCC は国民

党系の中国ラジオから 2009 年に 2 チャンネルを回収し、回収したチャンネルを分割して 47 チャンネルの新規参入を募る方針を打ち出したが、2014 年末現在、同社はチャンネルを返還していない。2014 年における各社の売上高合計は 38 億 9,591 万 TWD である。

## 2 テレビ

FTV による 1997 年の放送開始まで、TTV、CTV、CTS の寡占体制が続いていた。現在、商業放送の TTV、CTV、FTV と、公共放送の公共電視台 (PTS)、CTS の合計 5 事業者が台湾全域向けに 15 の SD チャンネル及び五つの HD チャンネルを提供している。2012 年 6 月 30 日に、各社はデジタルへの移行を完了した (III-3 (1) の項参照)。

なお、2014 年における各社の売上高合計は 69 億 7,162 万 TWD である。

## 3 衛星放送

ケーブルテレビ向けに番組を供給する運営方式が主流であり、2014 年 6 月末現在、域外事業者は 30 社 112 チャンネル、また域内事業者は 84 社 166 チャンネルを提供している。一方、直接受信 (DTH) による事業者 7 社である。そのうち、海外向けサービスを運用している宏観電視は、4 機の衛星で全世界をカバーしている。

## 4 ケーブルテレビ

台湾全体が 51 に及ぶ経営区域に分かれており、計 62 の事業者が 100 以上のチャンネルを月額 500~600TWD の料金で提供していたが、2012 年 7 月に NCC は県・市単位での経営区域に切り替えると同時に新規及び既存事業者による参入の促進政策を打ち出した。2014 年 7 月現在、計 13 の新規事業者による参入申請があった。このうち、2015 年 5 月に、免許取得した全国デジタル有線電視 (DCTV) がサービスを開始した。初期のサービスエリアは新北市にある三つの行政区である。また新規参入を目指している事業者のほとんどは新北市、台北市及び台中市でのサービス提供を予定している。

2015 年 6 月現在の加入世帯数は 502 万 3,988 で、世帯普及率は 59.6% である。また、デジタル・ケーブルテレビ受信用のセットトップボックスの導入済世帯数は全体の 85.0% を占める 427 万 1,409 世帯で、デジタル有料チャンネルの受信世帯数は 130 万 5,225 である。

NCC は 2014 年 1 月、合計 4 億 1,000 万 TWD を、2014 年度に実施するケーブルテレビ網のデジタル化支援に割り当てた。保有するケーブルテレビ網の 80% をデジタル化 (加入者の数で計測)、若しくは 2014 年中に前年比 40% のデジタル化進捗度合を達成できた事業者は、700 万 TWD の助成金を受け取ることができるとされた。更に、2014 年中にネットワークの 100% デジタル化を達成した場合、加入者が 2 万人未満の場合には 200 万 TWD、加入者が 5 万人未満の場合には 500

万 TWD、加入者が 10 万人未満の場合には 1,000 万 TWD、加入者が 10 万人以上の場合には 1,500 万 TWD の助成金を得るとなっていた。

## V 運営体

### 1 公共電視台 (Public Television Service Foundation : PTS)

Tel. : +886 2 2630 1125

URL : <http://www.pts.org.tw/>

幹部 : Yu-Ming Shaw (会長 / Chairman)

#### 概要

1998 年に開局した台湾初の公共放送である。2001 年以後、行政院は同事業者に対して、年ごとに約 9 億 TWD の交付金を交付することになっている。2013 年の同交付金は収入全体の 43.28% を占めており、他の主な収入は番組関連の販売収入や企業、民間からの寄付金などである。

2012 年 7 月に地上デジタルテレビの HD チャンネル放送免許を正式に取得し、有効期限は 9 年間となっている。2014 年の同チャンネルによる年間放送時間数は 7,487 時間に及ぶ。

### 2 台湾電視台 (Taiwan Television Enterprise : TTV)

Tel. : +886 2 2775 8888

URL : <http://www.ttv.com.tw/>

幹部 : Huang Sung (会長 / Chairman)

#### 概要

1962 年、台湾初の民間テレビ放送事業者として放送を開始した。筆頭株主は衛星放送事業者の非凡国際科技 (Unique Group) で、32.46% の株式を保有している (2014 年 11 月現在)。ファイナンスやエンターテインメントなど 3 チャンネルを運用している。

TTV は 2011 年 8 月より、中華電信の MoD プラットフォームにおいてニュースチャンネルを開設した。2012 年 7 月にはデジタル放送への切替えが完了し、HD 放送も開始した。

## 電波

### I 監督機関等

#### 1 監督機関

##### (1) 交通部・郵電局 (DPT)

(通信／I－1の項参照)

##### (2) 通信放送委員会 (NCC)

(通信／I－2の項参照)

#### 2 標準化機関

經濟部・標準檢驗局 (Bureau of Standards, Metrology and Inspection : BSMI)

Tel. : +886 2 2343 1700

URL : <http://www.bsmi.gov.tw/wSite/index.jsp>

所在地 : No.4, Sec.1, Jinan Rd., Taipei City 100, TAIWAN

幹部 : Ming-Zhong Liu (局長／Director General)

所掌事務

1991年に設立。台湾の標準化、度量衡、製品検査を主管する。標準化に関しては、Chinese National Standards (CNS) を策定している。

### II 電波監理政策の動向

#### 1 電波監理政策の概要

民間部門の電波監理は MOTC が所管している。軍事部門の電波監理は国防部が所管している。

電波管理業務管理規定 (電波監理業務管理辦法) (2013年6月改正) 第2条では、NCC が、周波数、出力、放射方式、無線局識別コールサイン等の無線通信にかかわる全般的な調整と規制に関して責任を有することが規定されている。また、周波数割当は、NCC が策定する周波数計画に基づき実施される (第5条)。

#### 2 無線局免許制度

電波管理業務管理規定 (電波監理業務管理辦法) において、周波数割当を受けた後に無線局免許を取得する旨の免許手続が規定されている。電波の利用申請に対する審査基準は以下のとおりである。

- ・ 絶対的な必要性があること (他の通信手段による代替が不可能)
- ・ 公共秩序及び生命・財産の安全性を優先すること
- ・ 最大限の有効利用を図ること
- ・ 商用化可能な設備があり、必要性があること
- ・ 電波の特性に基づいた適切な利用方法であること



- ・ 定期的な検討を行い、再配分の可能性を図ること

### 3 周波数割当制度・電波再配分制度

周波数割當時に、次の場合を除いて、オークションが実施される。

- ・ 軍、警察、航行、船舶、アマチュア無線、政府機関、ISM、低出力装置、学術実験、救急・救命、その他公共の利益に資するために使用される周波数
- ・ 移動体通信、衛星通信、放送を目的とし、免許発行時に運用できない特定周波数やルーラル通信の向上に貢献する周波数
- ・ ある技術条件下で WLL、衛星通信、マイクロウェーブなど重複して使用される周波数

なお、MOTC は、周波数の有効利用を目的に定期見直しを実施している。必要に応じて、周波数の再分配を行うことができ、既存利用者は、アマチュア無線を除き、これに伴う補償を求めることは原則としてできない。

LTE への周波数割当が進められており、2013 年 10 月、NCC は LTE 周波数オークションを実施し、既存通信事業者である中華電信、台湾モバイル、遠傳電信、亜太電信の 4 社、また新規参入事業者として、流通・食品最大手の頂新(Ting Hsin)グループ系の台湾之星と電子機器受託製造業 (EMS) 最大手の鴻海 (Hon Hai)グループ系国碁電子が周波数免許を取得した。その後、台湾モバイルは、2014 年 9 月、鴻海と戦略的パートナー関係を構築すると発表した。これにより台湾モバイルは、国碁電子の株式の 14.9%を取得し、国碁電子の保有する 700MHz 帯の 5MHz を買い入れることとした。

また、NCC は、既存の割当周波数である 2.6GHz 帯を LTE 等 4G に再割当する方針を打ち出している。2.6GHz 帯は、2007 年に WiMAX 用に南北両地域において各三つの地域免許が交付され、それぞれに 30MHz 幅 (2565-2595MHz、2595-2625MHz、2660-2690MHz) が割り当てられたが、WiMAX が当初予想されたほどサービス普及が進まず、周波数の使用が効率的でない状況にある。このため、NCC はこれらの免許が 2014 年以降に期限を迎えるのを機に LTE 等のモバイル・ブロードバンドに再割当することとした。2014 年 10 月には、これら帯域を含む 2.5/2.6GHz 帯において、FD-LTE 用に 2500-2570/2620-2690MHz の 140MHz 幅 (70MHz×2) を、また、TD-LTE 用に 2570-2620MHz の 50MHz 幅を割り当てることを発表した。オークション方式による割当てとされ、2015 年 11 月に入札を開始し、同年 12 月に中華電信、台湾之星、亜太電信、遠傳電信が落札した。

2.5/2.6GHz 帯オークション結果 (単位: 億 TWD)

ブロック	周波数帯域	落札事業者	落札価格
D1	2500-2520/2620-2640MHz (20MHz×2)	台湾之星	66.15
D2	2520-2540/2640-2660MHz (20MHz×2)	中華電信	69.5
D3	2540-2560/2660-2680MHz (20MHz×2)	遠傳電信	69.5
D4	2560-2570/2680-2690MHz (10MHz×2)	中華電信	30.05
D5	2570-2595MHz (ガードバンド 2570-2575MHz を含む)	亜太電信	22.25
D6	2595-2620MHz (ガードバンド 2615-2620MHz を含む)	遠傳電信	21.8

出所：NCC

そのほか、2G用周波数のLTEへの転用も進んでいる。中華電信がGSMで使用している900MHz帯について、NCCは2014年10月にLTEへの使用を認める決定を下している。同決定では、既存の割当15MHz幅のうち10MHz幅をLTEに転用し、残り5MHz幅を新規事業者の国碁電子に割り当てることとしている。また、NCCは、遠傳電信が2G用に割り当てられている1.8GHz帯の一部(8.7MHz幅)を4Gサービスに転用することを認める決定を、2015年3月に下している。将来的には、LTEサービスをサポートするためにスモールセルに5.7-6.4GHz帯を割り当てることが見込まれている。

#### 4 電波利用料制度

NCCが発布する「無線周波数使用料基準」に基づき電波利用料が徴収されている。徴収対象は移動体通信、専用無線通信、固定通信、衛星通信、放送の各無線局である。教育、医療、災害救助等に利用される無線局は減免の対象とされている。移動体通信事業者の年間電波利用料の計算方法は、(MHzごとの使用料+MHzごとのユーザ数×移動電話1台当たりの周波数使用料)×割当周波数×地域別係数となっている。また、固定通信の場合、使用する周波数帯域別に、割当周波数、送信機の送信出力及び調整係数を用いて算出する。

#### 5 電波の安全性に関する基準

電磁界への曝露に関する公衆曝露規制として、環境保護署(EPA)が2001年1月に「非遊離輻射環境建議値(non-ionizing radiation recommended environmental values for general public exposure in non-occupational

environments in Taiwan)」を公表した。同建議値は、国際非電離放射線防護委員会（ICNIRP）の「時間変化する電界、磁界及び電磁界による曝露を制限するためのガイドライン（300GHzまで）」（1998年）に準拠しているが、強制ではなく関係機関や業界の自主規制を勧告するものであり、また、基本制限（SAR）及び職業曝露は規定されていない。

### Ⅲ 周波数分配状況

周波数分配表 URL（2014年7月現在）：

<https://freqdbo.ncc.gov.tw/upload/FILESAVE/080724081215.pdf>